

流域下水道（県北処理区）維持管理業務委託

## 落札者決定基準

福島県県北流域下水道建設事務所

## 目 次

1	目的	1
2	落札者の決定方法	1
	(1) 入札参加資格の確認	1
	(2) 技術提案書の評価	1
	(3) 技術提案書の審査	1
	(4) 開札	1
	(5) 評価値の算出	1
	(6) 学識経験者の意見聴取	1
	(7) 知事への報告	1
	(8) 落札者の決定	1
図 1	落札者決定の流れ	2
3	技術提案書の定量化審査	3
	(1) 定量化審査の基本方針	3
	(2) 評価項目及び加算点等	3
	(3) 総合評価の方法	5
	(4) 落札者の決定方法	5
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非公表</span>	(5) 技術提案書の詳細審査基準	6

※ この落札者決定基準で使用する用語の定義は、入札説明書において同一の名称によって使用される用語と同一とする。

## 1 目的

この落札者決定基準は、令和5年11月21日付け公告第229号による流域下水道（県北処理区）維持管理業務（以下「本業務」という。）の一般競争入札において、入札価格及び提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものであり、入札説明書に付随するものである。

## 2 落札者の決定方法

総合評価一般競争入札による落札者の決定方法は、次のとおり。

### (1) 入札参加資格の確認（総合評価技術審査会）

一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を証明する書類により、入札に参加を希望する単体企業あるいは共同企業体が、入札参加資格を満たしていることを確認する。入札参加資格を有しないと認められた場合は、入札に参加できないものとする。

### (2) 技術提案書の評価（発注者）

技術提案書の提出において、入札説明書等に示す必要な書類が全て提出されているかを確認し、入札説明書に記載の入札の無効の要件に該当する場合は、当該入札参加者がした入札を無効とする。

また、提出された技術提案書を基に入札参加者の評価を行い、入札参加者への加点を行うものとする。

なお、加算点の合計が0点の場合は、選定の対象外とする。

### (3) 技術提案書の審査（総合評価技術審査会）

技術提案書の審査は、総合評価技術審査会で行うものとする。なお、技術提案書の内容について、書面又は口頭で入札参加者に説明を求めることができるものとする。

### (4) 開札（発注者）

当該入札が、入札説明書に記載の入札の無効の要件に該当する場合、その者のした入札は無効とする。

### (5) 評価値の算出（発注者）

総合評価技術審査会から通知のあった、「総合評価方式評価結果」及び評価値算出価格から評価値を算出する。

### (6) 学識経験者の意見聴取（発注者）

落札者決定基準を定める際の学識経験者の意見聴取時に、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられていた場合は、上記(5)において算出した評価値について、学識経験者から意見聴取を行う。

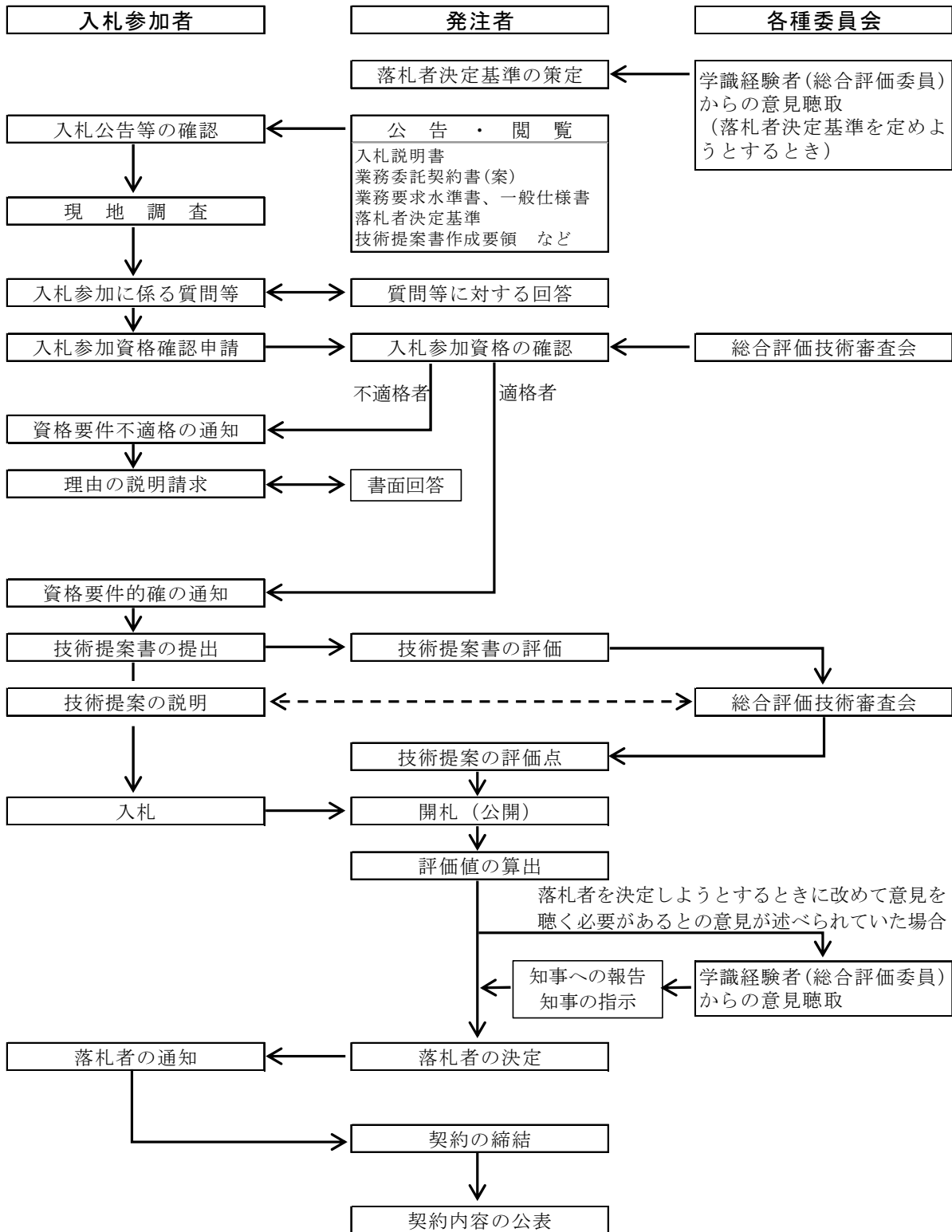
### (7) 知事への報告（発注者）

上記(6)の落札者を決定しようとする際の学識経験者の意見聴取を行った場合は、その結果を知事に報告し、指示を受ける。

### (8) 落札者の決定（発注者）

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、評価値が最も高い者を落札者として決定する。なお、上記(6)及び(7)を要しない場合であって、開札の場で落札者を決定できる場合は、その場で決定する。

図1 落札者決定の流れ



### 3 技術提案書の定量化審査

次の審査方法により定量化審査を行う。

#### (1) 定量化審査の基本方針

- ア 定量化審査にあたり、技術提案書に対する配点及び定量化方法については、福島県が本業務の受注者に要求する事項の必要性又は重要性を勘案して設定している。
- イ 本業務は、性能発注による包括的民間委託とすることにより、管理運営の効率化と良質で安定した下水処理を実現することを目的としている。
- ウ 標準点は200点とし、また加算点は100点とする。
- エ 評価値の最も高い者が落札者となる。

#### (2) 評価項目及び加算点等

評価項目毎の配点は非公表

評価項目及び加算点は、表1のとおりとし、技術提案書の詳細評価項目、評価基準及び詳細評価項目の加算点は表2のとおりとする。

表1 評価項目及び加算点

	評価項目	加算点	
技術提案書	I. 実施方針及び体制の提案	点	100点
	II. 運転管理業務の提案	点	
	III. 保守管理業務の提案	点	
	IV. その他の提案	点	

表2 詳細評価項目及び加算点

	評価項目	評価基準	加算点
I. 実施方針及び体制の提案	① 業務実施方針	処理区の特質（流入水量及び水質）を踏まえての管理思想及び基本方針としての運営、運転操作監視、環境計測、保守点検及びその他業務（庁舎等清掃、施設施設管理、施設周りの除草及び除雪等）の検討 ※共同企業体の場合、ISO9001の認証取得は代表構成員に限る。	点
	② 環境対策	周辺環境及び近隣住民等への配慮に関しての留意点、その対処方法並びに水環境保全への取り組みの検討 ※共同企業体の場合、ISO14001の認証取得は代表構成員に限る。	点
	③ 組織体制及び人員配置計画	下水処理の安全確実な業務遂行体制として、組織体制（有資格者の配置及び責任範囲）、人員の手配及び配置、勤務体制並びに業務完了時の引継ぎ方法の計画の検討	点
	④ 安全衛生管理体制	安全衛生管理に係る作業基準、計画（教育、研修等）、組織体制及び外部侵入者対策の検討	点
			小計

	評価項目	評価基準	加算点
Ⅱ ・ 運 転 管 理 業 務 の 提 案	① 運転操作及び監視業務実施計画	放流水質及び汚泥処理の管理基準達成の理念、水処理及び汚泥処理施設の体制、人員配置を含めた運転操作、監視計画並びに機器の長寿命化を図るための計画の検討	点
	② 物品等保管、管理及び使用業務実施計画	安定的で効率的なユーティリティ等の保管、管理及び使用計画並びに消耗品等の調達、管理及び使用計画の検討	点
	小計		点
Ⅲ ・ 保 守 管 理 業 務 の 提 案	① 環境計測業務実施計画	業務実施体制（配置人員等）及び計測、実施頻度等の実施計画の検討	点
	② 保守点検業務実施計画	主要な設備点検の内容、頻度及び要領並びに事故、故障等発生時の点検及び復旧方法の実施計画の検討	点
	③ 施設管理業務実施計画	良好な執務環境及び美観の確保のための施設及びその周辺の清掃、施錠管理並びに除草等の内容、頻度及び方法の実施計画の検討	点
	小計		点
Ⅳ ・ そ の 他 の 提 案	① コスト縮減の対策	電気及び薬品（滅菌剤及び凝集沈殿剤）使用量のコスト縮減達成の実施計画の検討（数値目標記載）	点
	② 緊急時等への対応	緊急時の対応の考え方、体制及び手順並びに異常気象、停電時等の対応（早急な対応体制確立）の実施計画の検討（数値目標記載）	点
	③ 地域経済及び啓発への貢献	再委託の場合の企業、業務従事者の雇用、使用資器材、消耗品等の調達の各計画における県内からの活用計画、東日本大震災の被災者等の雇用実績または計画並びに地元のイベント等への積極的な参加等による地域経済及び啓発への貢献の実施計画の検討	点
	小計		点
合 計			点

注) 技術提案書の添付書類

技術提案書の「Ⅰ. 実施方針及び体制の提案 ③組織体制及び人員配置計画」について、主要な業務（水処理施設及び汚泥処理施設の運転操作、監視及び保守点検に関する業務）を再委託する場合は、その再委託先を確約することを証する書類（協定書等）の写しを添付すること。なお、再委託先は、本業務の他の入札参加者（共同企業体の構成員及びグループの構成企業を含む。）であってはならない。

### (3) 総合評価の方法

- ア 次のいずれかに該当する場合は、加算点の合計を0点とし、選定の対象外とする。
- (ア) 技術提案書の詳細評価項目について、いずれかに記載がない場合、並びに必要な添付書類がない場合。
  - (イ) 技術提案書の詳細評価項目（様式第2号、第3号、第5号、第7号、第8号、第10号、第13号の各詳細評価項目）の合計が0点の場合。
  - (ウ) 技術提案書の詳細評価項目（様式第4号、第6号、第9号、第12号の各詳細評価項目）で一つでも0点があった場合。
  - (エ) 加算点の合計点が60点に満たない場合。
- イ 総合評価の方法は、次の算定式による。
- 技術評価点 = 標準点（200点） + 評価項目ごとの加算点
- 評価値 = (技術評価点 ÷ 評価値算出価格) × 1,000,000
- ※ 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については小数点以下第5位を切り捨て、小数点以下第4位までとする。ただし、この方法により順位が分からない場合は、順位が分かる桁数まで表記する。
- ウ 評価値算出価格
- 入札額（入札書に記載された金額）を評価値算出価格とする。

### (4) 落札者の決定方法

- 評価値の最も高い者を落札者とする。
- 評価値が同じ者が2名以上のときは、立会人がくじを行い順位を決定する。